記載例８（保安）

保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

　　　　　　　　 事業所の名称　 　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　事業所の所在地

１．保安業務資格者数の算定

(1)　容器交換時等供給設備点検（告示第２条第１号表中ロによる算定）

消費者戸数× － 調査員数－充てん作業者数 ＝

(2)　定期供給設備点検及び定期消費設備調査（告示第２条第２号表中イによる算定）

消費者戸数× × ＝

(3)　周知（告示第２条第２号表中ロによる算定）

消費者戸数× ＝

(4) 緊急時対応（告示第２条第１号表中へによる算定）

消費者戸数× ＝

(5) 保安業務資格者数

(1)＋(2)＋(3)＋(4) ＝

２．保安業務用機器数の算定

(1)　容器交換時等供給設備点検

告示第３条第１項表中ロによる算定（告示第２条第１号表中ロによる算定に調査員・充てん作業者数を加えた数）

　【漏えい検知液・緊急工具類】

消費者戸数× － 調査員数 － 充てん作業者数 ＋ 調査員数 ＋ 充てん作業者数

＝

(2)　定期供給設備点検及び定期消費設備調査

　　①　告示第３条第２項による算定（告示第２条第２号表中イによる算定）

　　　【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ボーリングバー】

消費者戸数× × ＝

　　②　告示第３条第２項による算定（告示第２条第１号表中ニによる算定）

　　　【一酸化炭素測定器】

消費者戸数× × ＝

(3) 緊急時対応

　　 　告示第３条第１項表中ホによる算定（告示第２条第１号表中ヘによる算定）

　　　【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ボーリングバー】

消費者戸数× ＝

(4) 保安業務用機器数

自記圧力計 　(2)①＋(3)＝

　　 又はマノメータ

ガス検知器 　 (2)①＋(3)＝

　　　漏えい検知液 　 (1)＋(2)①＋(3)＝

　　　緊急工具類 　 (1)＋(2)①＋(3)＝

　　　一酸化炭素測定器　 (2)②＋(3)＝

|  |
| --- |
| (注)１．記載例中の告示は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年通商産業  　　　省告示第122号）をいう。（平成11年12月28日改正）  ２．各保安業務区分ごとの算定数値は、小数点以下第４位を四捨五入して記載すること。  ３．資格者数、機器数は、算定値の合計を小数点以下第１位を切り上げて記載すること。 |

　　　ボーリングバー 　 (2)①＋(3)＝